

共同プロジェクト拠点中間報告書

| | | | | |
|---|-----------------------|----------|-----|----|
| 拠 点 名 称 | 情報法政策学研究センター | | | |
| プロジェクト代表者 | 所 属 | 大学院法学研究科 | 職 名 | 教授 |
| | 氏 名 | 中山 一郎 | | |
| 認 定 期 間 | 令和5年4月 ～ 令和10年3月（5年間） | | | |
| 拠点の活動テーマ | 情報法政策学研究 | | | |
| 1. 拠点の概要 | | | | |
| (1) 背景・必要性・目的 | | | | |
| <u>目的・社会的背景・必要性</u> | | | | |
| <p>本拠点のプロジェクトは、平成15年度から平成24年度まで10年にわたり遂行した21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」及びグローバルCOEプログラム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」の成果を継承発展させるものである。</p> <p>すなわち、先行するプログラムは、後述する研究会やサマーセミナーの立ち上げ、研究成果を発信する学術雑誌の発行などを通じて、研究活動の組織化、内外の研究者、実務家等のネットワーク化、若手研究者育成機会の提供を図り、知的財産法を中心とする分野における我が国有数の研究教育基盤の構築を実現した。また、研究面では、有体物と異なる情報の特質は本来誰でも自由に利用できる点にあるところ、知的財産法の本質は、政府によるそのような人間の行為（自由）の規制であるが、知的「財産」を保護するという知的財産法の発想がそのような本質を隠すために、ロビイング等を通じて保護強化のバイアスが働きやすいことを喝破した上で、そのようなバイアスを矯正するためには、完成した法律の解釈に止まらず、法政策の立案過程にも目を向けて、立法、行政、司法、市場の各セクターの役割分担を考察する必要がある。その際、競争法、比較法、経済学等の学際的研究や実務に関する知見も動員しながら、政府による行為規制というメタファの下で漸進的試行錯誤を重ねるというアプローチを提唱した。このアプローチが、本拠点が進めようとしている情報法政策学研究のベースであり、本拠点では、知的財産法に関する我が国有数の研究教育基盤の利点も活かしつつ、従来成果を継承発展させて、知的財産を中心に情報に関する法学、経済学を融合し、さらに農学や実務的な知見を活用した学際的な情報法政策学研究を一層強力に推進し、高度な研究能力を培うとともに社会人のリカレント教育のニーズにも対応した教育を提供することを目的とする。</p> <p>これまでの活動においても、以下に述べるとおり、学術雑誌「知的財産法政策学研究」の発行、知的財産サマーセミナーの実施、産学連携、理系大学院生への教育の提供等を通じて一定の成果を挙げていたことからわかるように、本拠点の活動に対しては、学内外のニーズが確実に存在する。</p> <p>それらに加え、現在及び今後の社会的な背景として、DXの推進や来るべきSociety5.0への対応が重要な課題として浮上しているが、課題はハード面の技術開発にとどまらず、デジタル技術を社会実装していくためには社会の制度をそれに適合させていく必要がある。例えば、DXやSociety5.0において重要な役割を果たすデータ（これも情報である）は、それを適切に保護する必要もある反面、プラットフォームによるデータの独占への対応も求められる。また、ビッグデータが可能としたAIの進歩は、AIによる「創作」らしき物の出現を可能にしているが、それを「創作」というメタファを用いて人間の創作と同様に保護すべきかといった問題も、本拠点が培ってきた上記情報法政策学のアプローチが有用であろうと思われる。このように知的財産を中心とする「情報」を切り口として学際的に政策研究を進めてきた本拠点が、今後爆発的に流通するであろうデータ等の情報を適切に取り扱う法政策を構想し、発信していく必要性は従来以上に高まっている。そのような社会的要請に応じて、従来以上の成果を挙げ続けていくためにも、共同プロジェクト拠点として活動を継続していく必要がある。</p> | | | | |
| <u>学内外のニーズ及び本拠点のこれまでの実績・成果</u> | | | | |
| <p>本拠点が発行する「知的財産法政策学研究」は、平成16年の創刊から18年間で65号を発行し、総論文掲載数は572本に達する。著名な研究者や実務家の論文が掲載されることも多く、知的財産法関連の学術文献として高い評価を受けており、法曹界で活躍する実務家や研究者等から産業界に至るまで幅広く参照されている。その結果、紙媒体の発行部数だけでも約1,100部に達し、それに加えてインターネット公開もしている。また、毎年12月に1年間の法学分野の主要論文を紹介する「法律時報」（日本評論社）においても本誌掲載論文は毎年取り上げられている。</p> <p>学内外の講師が知的財産に関する先端的な問題について講義する知的財産サマーセミナーには、平成21年度から累計で2,236人が参加し、令和4年度は年度ベースで過去最高の369人（うち弁護士、弁理士211人）が参加した。本拠点は日本弁理士会の外部研修機関として認定を受けており、本セミナーは、弁理士の資格維持のために必要な継続研修科目として承認され、専門職のリカレント教育のニーズにも応える内容となっている。</p> <p>知的財産サマーセミナーよりは小規模であるが、学内外の講師が知的財産に関する先端的な研究成果を発表し、参加者と議論を行う知的財産法研究会は、従来、対面で開催していたが、コロナ禍を契機にオンライン又はハイブリッドへと開催方式を変更し、オンラインの利点を活かして、東京大学知的財産法研究会（平成30年度ま</p> | | | | |

で本拠点の代表者をつとめていた田村善之が主催する)との共催とすることにより、対面では実現困難だった著名講師の招聘や参加者層の拡大が可能となっている。

以上の活動を通じて、本拠点の認知度が向上し、より広範囲への研究成果の発信及び研究活動の深化が図られた結果、本拠点の活動に対する賛同者からは毎年100万円以上の寄附金を受け入れ、現時点(令和4年12月16日)の寄附金残高は800万円を超えている。この点も社会からのニーズ及び評価の高さを物語っている。

教育面においても、知的財産法研究会及び知的財産サマーセミナーは、法学研究科の科目(「現代知的財産法Ⅲ」(選択・修士)、「知的財産法C」(選択・法科大学院))としても提供されており、最先端の知見に触れたいとの学生のニーズに応えている。その結果、とりわけ、知的財産サマーセミナーは、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、令和元年度から、法科大学院での高度な知的財産法教育に注力しつつ、弁理士、弁護士等の企業法務関係者の知的財産法分野のリカレント教育をさらに推進するための本学独自の取組と位置づけられ、他の取組と併せて、令和元年度以降、加算に係る評価Aの維持に貢献している。さらに優れた論文を完成した大学院生には、「知的財産法政策学研究」への掲載や、他大学と提携して持ち回り開催するIntellectual Property Junior Researchers Workshopにおける英語による発表の機会が与えられ、意欲的な学生のニーズに応えている。また、既に世界一の特許出願件数を誇り、技術水準を飛躍的に向上させている中国では、先端技術の適切な保護及び利用を図る知的財産制度への関心が高いことに加えて、日本と中国は大陸法系という同じ法体系を有すること(これに対して、米国はコモンローという異なる法体系に属する)を背景に、法学研究科には、中国の有名大学(復旦大学、中山大学、華東政法大學等)出身者を中心に知的財産法を専攻する留学生を継続的に受け入れており、10名程度の留学生在が、例年、本拠点が主催する知的財産法研究会やサマーセミナー等に参加している。このことから、本拠点が国際的な学生のニーズにも応えるものであると同時に、本拠点を国際色豊かなものとしているといえる。

部局を横断する教員の参加による教育研究の充実

本拠点には、現在、法学研究科、経済学研究院及び産学・地域協働推進機構という複数の部局の構成員が参加している。そして、学内の知的財産委員会、産学推進本部執行会議に参加する吉田や、産学・地域協働推進機構所属の寺内、さらに、人間知×脳×AI研究教育センターの兼務教員のハズハが拠点構成員として参加することは、本拠点の教育研究により多彩な学際性をもたらしている。また、中山、中川、ハズハ、會澤、大野は、いずれも、法と経済学(law and economics)という法を経済的に分析する学際的な研究領域に関心をもち、研究を進めている。このような構成員の研究手法自体が学際的であるが、研究手法の特性からみて経済学研究院の大野の参加は有意義である。また、産学連携の実務に携わる寺内は、本拠点の研究と実務を架橋する役割を果たすのみならず、自身も経済学研究院の指導教員の下で博士号を取得して学際的な研究を深め、経済学研究院とのネットワークを構築している。さらに、中山は、農学研究院の教員を含む共同研究への参加を通じて、農業の高付加価値化を実現するためには農産品というモノにブランドやストーリーなどの「情報」を付加することが重要であるとの認識を深めた。そしてこのような協働の成果として、新たに農学研究院の東山と清水池が構成員として本拠点に参加する予定である。農学分野の知見は、本拠点の研究を多様化させると同時に、現場指向で有用なものにすることが期待される。

その上で、知的財産法研究会では、著名な研究者を講師として招聘し、法学研究科、経済学研究院、農学研究院、産学・地域協働推進機構の異なる部局の拠点構成員の参加を得て、部局横断的な共同作業を遂行することで、対象となる技術的な知識や、産学連携その他の実務の実態を踏まえた学際的な研究を進めている。かかる研究の成果は『知的財産法政策学研究』を通じて社会に情報発信している。

さらに、本拠点の成果は、文系のみならず、理系分野の学生の教育にも貢献している。拠点構成員の吉田により、大学院共通授業科目である「『理系のための』知っておきたい特許制度」を通じて、理系の大学院生等が研究の遂行にあたって最低限知っておくべき特許制度に関する知識を伝授している。同様の活動は、工学部専門科目である「特許と文書作成法」のオムニバス講義の1コマを担当する拠点構成員の寺内によっても行われている。

(2) 中期目標・中期計画との合致

中期目標：I-2-⑪ データ駆動型社会への移行など産業界や地域社会等の変化に応じて、社会人向けの新たな教育プログラムを機動的に構築し、数理・データサイエンス・AIなど新たなリテラシーを身に付けた人材や、既存知識をリバイズした付加価値のある人材を養成することで、社会人のキャリアアップを支援する。

中期計画：I-2-⑪-1 研究主導型の基幹総合大学としての強みや特色を活かし、現代社会に求められる能力を身に付ける教育プログラムを構築するとともに、ICTを活用した授業手法の導入などの取組を通して、社会人の学び直しの機会を拡充し、大学の知と産業界や自治体などの社会ニーズをマッチングした大学院レベルのリカレント教育を実施する。併せて、企業、自治体等を対象とした組織単位でのリカレント教育を実施し、教育プログラムの受講者の規模の拡大と社会とのエンゲージメントの強化を図る。

本拠点が実施する知的財産サマーセミナーは法学研究科の社会人リカレント教育として位置づけられており、社会人のキャリアアップ支援に貢献する。

中期目標：I-2-⑫ 学生の海外派遣の拡大や、優秀な留学生の獲得と卒業・修了後のネットワーク化、海外の大学と連携した国際的な教育プログラムの提供等により、異なる価値観に触れ、国際感覚を持った人材を養成する。

中期計画：I-2-⑫-1 短期プログラムから学位取得プログラムまで、多様な国際教育プログラムを戦略的に実施し、国内外から優秀な学生を獲得するとともに、全ての学生が国際的学修体験の機会を持つ、デジタル空間を含む「多文化キャンパス」の展開により、グローバルに活躍できる人材を育成する。

法学研究科に、知的財産法を専攻する留学生を継続的に受け入れ、国際感覚を持った人材育成に貢献する。既

に世界一の特許出願件数を誇り、技術水準を飛躍的に向上させている中国では、先端技術の適切な保護及び利用を図る知的財産制度への関心が高いことに加えて、日本と中国は大陸法系という同じ法体系を有すること（これに対して、米国はコモンローという異なる法体系に属する）を背景に、従来、法学研究科には、中国の有名大学（復旦大学、中山大学、華東政法大学等）出身者を中心に知的財産法を専攻する留学生を継続的に受け入れてきた。留学生は、ともに学ぶ学生や教員にも新たな視点をもたらしてくれる存在であり、多様な視点を持ち国際感覚豊かな人材の育成に貢献するのみならず、本拠点が主催する知的財産法研究会やサマーセミナー等にも参加して質疑応答することなどを通じて本拠点の活動を国際色豊かなものにしていく。また、本拠点の活動に参加した中国からの留学生が帰国後に教員として大学に着任することで国内外の研究ネットワークを強固なものとするができる。さらに当該教員が指導した学生が法学研究科に留学すれば、継続的な受け入れが次なる留学生を生むという好循環も期待することができる。

中期目標：I-3-⑭ 真理の探究、基本原理の解明や新たな発見を目指した基礎研究と個々の研究者の内在的動機に基づいて行われる学術研究の卓越性と多様性を強化する。併せて、時代の変化に依らず、継承・発展すべき学問分野に対して必要な資源を確保する。

中期計画：I-3-⑭-1 客観性のある論文業績データに基づく分析結果を根拠として、本学が世界に伍する融合研究領域を抽出する手法を構築する。その上で、構築された手法により抽出された研究領域を発展させる有望な研究者や研究グループ等を実際に選考して異分野融合研究を促進する施策を全学的規模で実施する。

知的財産を中心に情報に関する法学、政治学、経済学、農学を融合した学際的な情報法政策学研究を推進し、卓越した学術研究拠点の実現に貢献する。上記のとおり、本拠点は、研究会やサマーセミナーの実施、研究成果を発信する学術雑誌の発行などを通じて、研究活動の組織化、内外の研究者、実務家等のネットワーク化、若手研究者育成機会の提供を図り、知的財産法関連分野においては、他大学に類を見ない、我が国有数の研究教育基盤の構築を実現してきた（組織的な卓越性）。また、本拠点の学術研究面の特徴は、伝統的な法解釈学を超えた斬新な研究アプローチにある。すなわち、有体物と異なる情報の特質は本来誰でも自由に利用できる点にあるところ、知的財産法の本質は、政府によるそのような人間の行為（自由）の規制であるが、知的「財産」を保護するという知的財産法の発想がそのような本質を隠すために、ロビイング等を通じて保護強化のバイアスが働きやすいことを喝破した上で、そのようなバイアスを矯正するためには、完成した法律の解釈に止まらず、法政策の立案過程にも目を向けて、立法、行政、司法、市場の各セクターの役割分担を考察する必要があり、その際、競争法、比較法、経済学、農学等の学際的な研究や実務に関する知見も動員しながら、政府による行為規制というメタファの下で漸進的試行錯誤を重ねるといった情報法政策学研究のアプローチである。このような研究アプローチは、知的「財産」を保護しようとする伝統的な知的財産法学とは一線を画す斬新なものである（研究手法の卓越性）

中期目標：I-4-⑯ 国内外の大学や研究所、産業界等との組織的な連携や個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究、教育関係共同利用等を推進することにより、自らが有する教育研究インフラの高度化や、単独の大学では有し得ない人的・物的資源の共有・融合による機能の強化・拡張を図る。

中期計画：I-4-⑯-1 本学が有する国際的にも有用な研究資源等を活用した共同利用・共同研究を通じて、国内外研究機関との共同研究及び研究者間の交流を実施することで、共同利用・共同研究拠点における世界水準の研究を推進する。

知的財産法研究会をオンライン開催し、東京大学知的財産法研究会との共催を進めることにより、本拠点単独では実現困難だった著名な講師の招聘や参加者の拡大を図る。また、若手研究者に英語での発表機会を与えるIntellectual Property Junior Researchers Workshopを、他の大学（東京大学、名古屋大学、早稲田大学）と持ち回りで開催し、若手研究者に早くから学外の関係者と議論する機会を設ける。以上を通じて単独の大学ではなしえない教育研究機能の強化に貢献する。

(3) 活動計画・期待される成果

(活動計画)

- ・ 知的財産法研究会を年10～20回程度開催する。その際、オンラインを活用して東京大学知的財産法研究会との共催を進めるなどして他大学との連携を強化する。
- ・ 学術雑誌「知的財産法政策学研究」を、年2～3回、紙媒体で1,000部以上発行し、インターネットでも公開する。
- ・ 知的財産サマーセミナーを毎年夏期に開催し、200人以上の参加者を目指す。
- ・ 若手研究者に英語での発表の機会を与えるIntellectual Property Junior Researchers Workshopを、毎年1回、東京大学、名古屋大学、早稲田大学と持ち回りで開催する。

(期待される成果)

- ・ 拠点化のメリットとして、まず、法学研究科、経済学研究院、農学研究院、産学・地域協働推進機構の複数部局を横断する学際的な研究活動を活性化することができる。そして今回新たに農学研究院の構成員が参加するように、本拠点を複数部局に開かれたものとするにより、さらに異なる部局の多彩な構成員の参加が可能となり、研究の学際性を高めることが期待できる。それに加えて、知的財産研究会の主催、知的財産法政策学研究の発行、知的財産サマーセミナーの開催等において、本拠点がその主体として活動することが可能となり、教育研究活動拠点としての活動が可視化され、社会への情報発信が促進される。また、その結果、本拠点の認知度が向上し、さらに本拠点の活動への参加者の質及び量の拡大を通じて議論を深化させたり、多彩な視点を取り入れたりすることを通じて研究活動を活性化させることが期待できる。
- ・ 教育面に関しては、大学院生には、法学研究科の科目でもある知的財産法研究会及び知的財産サマーセミナ

への参加を通じて知的財産法に関する最先端の知見に触れる機会が与えられる。さらに、優れた論文を完成した大学院生には「知的財産法政策学研究」への掲載の機会や、Intellectual Property Junior Researchers Workshopにおける英語による発表の機会が与えられる。また、引き続き海外大学からの留学生を継続的に受け入れる。留学生は、ともに学ぶ学生はもちろん、教員にも新たな視点をもたらしてくれる存在であり、本拠点を国際色豊かなものにするのみならず、研究の多様性にも貢献する。また、中国からの留学生が帰国後に教員として大学に着任した例もあり、それにより国内外の研究ネットワークを強固なものとするができる。加えて、当該大学で当該教員が指導した学生が法学研究科に留学するなどの例もあり、継続的な受け入れが次なる留学生を生むという好循環も期待することができる。

- ・ 外部資金として、中山、吉田、ハズハが研究分担者として参加する基盤研究S「戦略的な知財産の取得・行使という観点からみた知的財産の制度設計論」（研究代表者は、平成30年度まで本拠点の代表者であった田村善之）、中山が研究代表者、吉田が研究分担者として参加する基盤研究A「抽象化するイノベーションに対応した知的財産制度のリフォーム論」及びハズハが研究分担者として参加する基盤研究A「IP Channeling 政策を実現するファッションIPローの構築」（研究代表者・田村善之）を申請中である。
- ・ そのほか、本拠点の活動に対する賛同者から、毎年100万円以上の寄附金の獲得を目指す。

（5年後の構想）

- ・ 研究会、サマーセミナー、学術雑誌の発行等の活動実績が示すとおり、本拠点の活動に対しては、学内外のニーズが継続して存在しており、それが一過性のものでないことは明らかである。それに加えて、DXやSociety5.0といった新たな社会的変化に対応してさらなる流通の拡大が見込まれるデータ・情報の取り扱いルールに対するニーズは一層高まることを見込まれる。このように、本拠点の活動に対する学内外のニーズは、中長期的にみて高まることはあっても低下することは考えがたい。今後も本拠点の活動を着実に継続するとともに、新たなニーズに応じて活動を発展させていくことにより、将来にわたって本拠点に対する期待に応じていくことが求められており、また、それは可能であると考え。したがって、本拠点としては、5年後以降も本拠点の活動を継続的・発展的に実施していくことを構想しており、本拠点の再認定を希望している。
- ・ 組織面では、本拠点の構成員には法学研究科の教員が多いことから現在でも法学研究科とは連携しているが、本拠点の活動を安定的に実施するためにも法学研究科との連携は強化していく。他方、学際性を一層強化すべく、さらに異なる部局の多様なバックグラウンドを有する研究者の本拠点への参加を呼びかけていく。したがって、法学研究科との連携をベースとしつつも、他部局にも開かれた部局横断的な組織とすることを目指している。なお、上記のとおり、現時点においては、5年後以降も共同プロジェクト拠点とすることを考えているが、それ以外の組織形態の可能性を排除するものではなく、最も適切な組織の在り方について引き続き検討する。

2. 活動内容・進捗状況・成果

（知的財産法研究会の開催）

令和5年度以降、令和7年9月30日までに44回の知的財産法研究会を開催した。コロナ禍前は対面で開催していた知的財産法研究会は、コロナ禍を機にオンライン又はハイブリッドで開催することとし、東京大学知的財産法研究会（平成30年度まで本拠点の代表者を務めていた田村善之（現・東京大学大学院法学政治学教授）が主宰する）と共催することにより、対面では実現困難である著名講師の招へいや参加者層の拡大が可能となった。その結果、本拠点の認知度が向上し、より広範囲への研究成果の発信及び研究活動の深化が図られた。

（学術雑誌「知的財産法政策学研究」の発行）

学術雑誌「知的財産法政策学研究」を令和5年度1回、令和6年度1回、令和7年度1回発行し、合計23本の論文を掲載した。令和5年度は大型科学研究費助成事業を獲得することができなかったことや本拠点の編集スタッフの不足など、令和6年度はその状況が続いたことにより、当初目標である年2、3回の発行を下回ったが、令和6年度に科学研究費助成事業基盤研究（A）を獲得することができ編集スタッフの不足が解消されたため、令和7年度以降は当初目標どおり年2回以上の発行を目指す予定である。また、予算状況が厳しかった令和5年度は、経費削減のため紙媒体での発行を取り止め、インターネット公開のみとしたが、状況が改善した令和6年度以降、紙媒体での発行を再開した。ただし、経費の有効活用の観点から大学図書館等に限定して紙媒体を送付することとしたため、70号（令和7年6月発行）の紙媒体発行部数は212部にとどまっている。この部数は当初目標である1,000部を下回るが、近時、多くの学術雑誌等がオンライン公開のみとなり、ユーザーも論文へのオンラインアクセスに抵抗がなくなる中であって、幅広いアクセスが想定される大学図書館等への紙媒体送付を維持することにより、従来と変わらず多様な層が研究成果にアクセスできる環境を確保しつつ、効率的な研究成果の対外発信に努めている。従来と同様、「知的財産法政策学研究」には、著名な研究者、実務家の論文が掲載されることが多く、知的財産法関連の学術文献として高い評価を受けており、法曹界で活躍する実務家や研究者から産業界に至るまで幅広く参照されている。また、毎年12月に1年間の法学分野の主要論文を紹介する「法律時報」（日本評論社）においても本誌掲載論文は毎年取り上げられている。

（知的財産サマーセミナーの開催）

知的財産サマーセミナーを、令和5年度以降の毎年度、対面とオンラインのハイブリッド形式により開催した。法学研究科は日本弁理士会継続研修における認定外部機関として認定され、サマーセミナー提供科目は弁理士法が規定する継続研修制度における継続研修として認定されている。その結果、令和5年度は324人（うち弁理士175人）、令和6年度は454人（うち弁護士・弁理士計247人）、令和7年度は375人（うち弁護士・弁理士計197人）が参加した。令和6年度の参加は平成21年度のサマーセミナー開始以降過去最多であり、令和5年度及び令和7年度も当初目標（200人以上）を大きく上回っている。これは、本サマーセミナーが、弁護士・弁理士といった高度専門人材のリカレント教育として高く評価されていることの証左である。

(教育研究活動等)

本拠点の研究内容に関しては、本拠点代表者である中山一郎を研究代表者とし、拠点構成員のKwong Qi Junを研究分担者に含む共同研究「AIと知的財産権：財の稀少性なき時代の知的財産法制度の研究」が、令和6年度から5年間、科学研究費助成事業基盤研究(A)に採択された。その審査結果として、「生成AIについて評価が十分には定まらない中、各論的研究にとどまらず、問題の根幹にまでさかのぼって知的財産法の意義・役割を再考しようとする意欲的な研究であると高く評価できる」との所見が示されており、本拠点の研究に対する評価の高さを表している。

そのほかにも、本拠点の活動に対する賛同者からは毎年150万円以上の寄附金を受け入れ、令和7年9月30日時点の寄附金残高は950万円を超えている。この点も本拠点に対する社会からの評価の高さを物語っている。

教育面において、知的財産法研究会及び知的財産サマーセミナーには、継続的に法学研究科の大学院生が参加している。とりわけ、知的財産サマーセミナーは、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、法科大学院での高度な知的財産法教育に注力しつつ、弁理士、弁護士等の企業法務関係者の知的財産法分野のリカレント教育をさらに推進するための本学独自の取組として令和元年度から位置づけられ、他の取組と併せて、加算率20%（令和5年度及び令和6年度）又は15%（令和7年度）に貢献している。

さらに、若手研究者に英語での発表の機会を与えるために4大学（本学、東京大学、名古屋大学、早稲田大学）が持ち回りで開催するIntellectual Property Junior Researchers Workshopについて、前回（令和5年度に早稲田大学で開催）及び今回（令和7年度に本学で開催）のいずれにも本学大学院法学研究科博士後期課程の学生が参加している。また、大学院法学研究科では中国の大学（華東政法大学、西南政法大学等）出身者を中心とする留学生毎年10人程度を継続的に受け入れており、そのほとんどが、本拠点が主催する知的財産法研究会やサマーセミナー等に参加し、質疑応答などを通じて本拠点の活動を国際色豊かなものにしていく。加えて、本拠点の活動に参加した外国人留学生が帰国後に教員として自国の大学に着任する例も生じており、国内外の研究ネットワークを強固なものとしている。

さらに、本拠点の成果は、文系分野のみならず、理系分野の学生の教育の推進にも貢献している。拠点構成員の吉田広志が担当する大学院共通授業科目「『理系のための』知っておきたい特許制度」を通じて、理系の大学院生等が研究の遂行にあたって最低限知っておくべき特許制度に関する知識を伝授している。併せて、本拠点構成員の教員が産学・地域協働推進機構知的財産委員会、同執行会議に参加する一方、本拠点の知的財産法研究会、知的財産サマーセミナーには産学・地域協働推進機構所属のスタッフが参加しており、本拠点の成果が産学連携に還元されている。

3. 拠点活動の成果・実績

〔学術論文〕

- ・ 中山一郎「特許権の間接侵害をめぐる近時の課題－発明のカテゴリー及び主観的要件を中心に－」日本工業所有権法学会年報46号103-129頁（令和5年）
- ・ 中山一郎「地域団体商標と地域内競争」吉田広志＝村井麻衣子＝Branislav Hazucha＝山根崇邦 編『知的財産法政策学の旅田村善之先生還暦記念論文集』104-124頁（弘文堂・令和5年）
- ・ 中山一郎「ワクチンへのアクセスと知的財産をめぐる国際的議論の行方」日本知財学会誌20巻1号20-33頁（令和5年）
- ・ 中山一郎「特許無効審判を請求することができる『利害関係人』」大鷹一郎＝田村善之編集代表『清水節先生古稀記念論文集多様化する知的財産権訴訟の未来へ』635-655頁（日本加除出版・令和5年）
- ・ Ichiro Nakayama, *Who May File Patent Invalidation Trials in Japan?, in* KREATION INNOVATION MARKTE – CREATION INNOVATION MARKETS, 649-62 (Florent Thouvenin et al. eds., Springer 2024)
- ・ 中山一郎「AIは発明者たり得るか？－解釈論及び立法論上の課題－」特許研究78号9-29頁（令和6年）
- ・ 中山一郎「パラメータ発明におけるパラメータを被疑侵害者が認識していなかった場合の先使用権の成否」令和6年度重要判例解説226-227頁（令和7年）
- ・ Ichiro Nakayama, *Intellectual Property Rights and the Right to Health in Pandemic Times, in* THE INTERFACE OF INTELLECTUAL PROPERTY LAW WITH OTHER LEGAL DISCIPLINES 113-28 (Christophe Geiger ed., Edward Elgar 2025)
- ・ 中山一郎「パンデミックと知的財産・技術移転－国際ルールに求められるもの」前田健＝ロイ・A・パルティン編著『パンデミックと医薬品供給の法的問題』101-130頁（勁草書房・令和7年）
- ・ 中山一郎「表現の創作者」『著作権法判例百選』[第7版] 34-35頁（令和7年）
- ・ 中山一郎「AIの発明者適格を否定したダバス事件控訴審判決」別冊L&T11号115-128頁（令和7年）
- ・ 吉田広志「パラメータを伴う混合物について特許法104条の適用が認められた事例」新・判例解説Watch32号269-272頁（令和5年）
- ・ 吉田広志「公知の用途と区別ができないとして用途発明が特許無効とされた事例」特許研究75号60-74頁（令和5年）
- ・ 吉田広志「実施促進説から解釈する先使用制度の現代的な意義－特に用途発明、パラメータ発明からパブリック・ドメインを保護するために－」令和4年度知的財産に関する日中共同研究調査報告書102-123頁（令和5年）
- ・ 吉田広志「特許権は「脅威」か？パブリック・ドメイン保護法としての特許法の再構成－新規性、先使用、公知技術の抗弁－」吉田広志＝村井麻衣子＝Branislav Hazucha＝山根崇邦編『知的財産法政策学の旅－田村善之先生還暦記念論文集』228-248頁（弘文堂・令和5年）
- ・ 吉田広志「パラメータ発明に対して先使用の抗弁を認めた事例」新・判例解説Watch36号239-242頁（令和7年）

- ・ 吉田広志「先使用制度のあるべき未来—パラメータ発明に対して先使用を認めた [ランプ及び照明装置 2 審] を題材として—」知的財産法政策学研究70号181-212頁 (令和7年)
- ・ 吉田広志「公開美術書作物の利用」(77事件)『著作権法判例百選』[第7版]156-157頁 (令和7年)
- ・ 會澤恒「陪審審理を受ける権利と編入理論、判例法のあり方—Ramos v. Louisiana合衆国最高裁判決を中心に」家本真実=松村歌子=竹部晴美編『岐路に立つ市民の司法参加制度：英米の陪審制度から日本の裁判員制度を考える』79-105頁 (日本評論社・令和5年)
- ・ 會澤恒「米国海外汚職行為防止法の『域外適用』の構造と運用」浅野有紀=原田大樹=藤谷武史=横溝大編著『グローバル法・国家法・ローカル法』44-75頁 (弘文堂・令和7年)
- ・ 會澤恒「トランプ騒動の伏線—ニューディール型行政国家の凋落？」法律時報97巻6号1-3頁 (令和7年)
- ・ Branislav Hazucha, *Public Views on Disgorgement of Profits in Copyright Law: A Role of Harm and Wrongful Gain*, in RESEARCH HANDBOOK ON EMPIRICAL STUDIES IN INTELLECTUAL PROPERTY LAW 217-38 (Estelle Derclaye ed., Edward Elgar 2023)
- ・ Branislav Hazucha, *Hmotné vyjadrenie a vizuálne vnímanie dizajnov (Tangible Expression and Visual Perception of Designs)*, 27 (1) Duševné vlastníctvo (Intellectual Property) 35-41 (2023)
- ・ Branislav Hazucha (高橋直子=趙珮怡=劉曉倩訳)「著作権法における利益吐出し型救済をめぐる公衆の意識—損害と不法利益に対する救済策の役割」吉田広志=村井麻衣子=Branislav Hazucha=山根崇邦 編『知的財産法政策学の旅—田村善之先生還暦記念論文集』507-527頁 (弘文堂・令和5年)
- ・ Branislav Hazucha, *Spravodlivé odmeňovanie v autorskom práve: Jeho účinnosť a možné alternatívy (Fair Remuneration in Copyright Law: Its Efficiency and Possible Alternatives)*, in KOŠICKÉ DNI SÚKROMNÉHO PRÁVA V (KOŠICE DAYS OF PRIVATE LAW V) 405-13 (Renáta Bačárová, Tobiáš Pacák and Michaela Szittyaiová eds., Košice: Univerzita Pavla Jozefa Šafárika v Košiciach 2024)
- ・ Branislav Hazucha, *Vymedzenie znakov dizajnu (Delineation of Design Features)*, 28 (2) Duševné vlastníctvo (Intellectual Property) 6-15 (2024)
- ・ Branislav Hazucha, *Sanctity of Contract and Fair Remuneration in Copyright Law*, in THE INTERFACE OF INTELLECTUAL PROPERTY LAW WITH OTHER LEGAL DISCIPLINES 245-60 (Christophe Geiger ed., Edward Elgar 2025)
- ・ Branislav Hazucha, *Vymedzenie pojmu „výrobok“ na účely dizajnového práva (Defining the Term “Product” for the Purposes of Design Law)*, 29 (2) Duševné vlastníctvo (Intellectual Property) 19-28 (2025)
- ・ 中川晶比兒「不当な取引制限規制の課題」公正取引871号15頁 (令和5年)
- ・ Akihiko Nakagawa & Noriaki Matsushima, *A Note on Conglomerate Mergers: The Google/Fitbit Case*, 67 JPN. WORLD ECON. 101203 (2023)
- ・ 中川晶比兒「ゲーム産業における企業結合と市場閉鎖マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合」NBL1263号87頁 (令和6年)
- ・ 中川晶比兒「航空会社間の統合と問題解消措置 (大韓航空によるアジアナ航空の株式取得)」新・判例解説 Watch36号217頁 (令和7年)
- ・ 中川晶比兒「独占禁止法1年の動き」日本経済法学会年報46号 (通巻68号) 129頁 (令和7年)
- ・ 寺内伊久郎「大学における知財マネジメントの変化と展望」日本知財学会誌19巻3号36-47頁 (令和5年)

[学会発表]

- ・ Ichiro Nakayama, IP and the Right to Health in Pandemic, the 41st Annual ATRIP Congress “The Interface of Intellectual Property Law with other Legal Disciplines”, the International Association for the Advancement of Teaching and Research in Intellectual Property (ATRIP), 令和5年7月11日 (東京大学)
- ・ 中山一郎「公衆衛生と特許権」2023年度北海道大学サマーセミナー、令和5年8月28日 (北海道大学)
- ・ 中山一郎「数値限定発明と差止め」特許実務研究会、令和5年12月18日 (オンライン)
- ・ Ichiro Nakayama, Fundamental Question Posed by AI: IPR System Without Scarcity?, 2024 Intellectual Property Rights Nanhu Forum, 令和6年4月21日 (オンライン)
- ・ Ichiro Nakayama, Patent Eligibility and AI-Related inventions, 第13回グローバル特許法シンポジウム、令和6年5月24日 (早稲田大学)
- ・ 中山一郎「AIは発明者たり得るか」AIと知財研究会、令和6年9月17日 (オンライン)
- ・ 中山一郎「パンデミックにおける医薬品アクセス：知的財産と技術移転をめぐる国際ルールとは」、シンポジウム「パンデミック時の医薬品確保とアンチコモنزの悲劇」、令和6年11月23日 (神戸大学)
- ・ Ichiro Nakayama, AI and IP: Recent Developments in Japan, 2025 Intellectual Property Rights Nanhu Forum, 令和7年4月13日 (オンライン)
- ・ Ichiro Nakayama, AI and Patent Law: Issues in Japan, China – Japan IP Law Dialogue, 令和7年5月25日 (早稲田大学)
- ・ Ichiro Nakayama, AI and Patent Law in Japan, WIPO China Summer School 2025, 令和7年7月2日 (オンライン)
- ・ 中山一郎「AIと特許法—論点の提示—」2025年度北海道大学サマーセミナー、令和7年8月25日 (北海道大学)
- ・ 中山一郎「特許法における裁定制度をめぐる課題」2025年度北海道大学サマーセミナー、令和7年8月26日 (北海道大学)
- ・ Ichiro Nakayama, Access and Benefit-Sharing (ABS) of Digital Sequence Information (DSI) in Convention on Biological Diversity (CBD) and Related Issues, 10th VIPP (Visionary IP Professors) Roundtable, 令和7年9月11日 (タイ・チェンマイ大学)

- Branislav Hazucha, Sanctity of Contract and Fair Remuneration in Copyright Law, the 41st Annual ATRIP Congress “The Interface of Intellectual Property Law with other Legal Disciplines”, the International Association for the Advancement of Teaching and Research in Intellectual Property (ATRIP), 令和5年7月10日(東京大学)
- Branislav Hazucha, Fair Remuneration in Copyright Law: Endowment Effect and Inequality of Bargaining Power, the 18th Annual Conference of the EPIP Association “IP, Innovation and Technology”, 令和5年9月11-13日(ポーランド・Jagiellonian大学)
- Branislav Hazucha, Fair Remuneration in Copyright Law: The Role of Collective Bargaining, Asian IP Scholars Roundtable, 令和5年10月13日(米国・ワシントン大学)
- Branislav Hazucha, Spravodlivé odmeňovanie v autorskom práve: Jeho účinnosť a možné alternatívy (Fair Remuneration in Copyright Law: Its Efficiency and Possible Alternatives), Košické dni súkromného práva V (Košice Days of Private Law V), 令和6年4月17-19日(スロヴァキア・Pavol Jozef Šafárik 大学)
- Branislav Hazucha, Vnímanie bezdôvodného obohatenia v autorskom práve verejnosťou: Úloha ujmy a neoprávnených ziskov, XVII. Juridical Days in Olomouc, 令和6年5月23-24日(チェコ・Palacký University Olomouc)
- Branislav Hazucha, Právna ochrana priestorových známk: Empirická štúdia vnímania spotrebiteľov, 2024 Dies Iuris Tyrnaviensis, “Tradičné a netradičné v práve”, 令和6年9月26-27日(スロヴァキア・Trnava 大学)
- Branislav Hazucha, Copyright and eSports: Copyrightability of Playing a Video Game, Branislav Hazucha, eSports Workshop, Slovak Academy of Science, 令和7年5月21日(スロヴァキア・Institute of State and Law Bratislava)
- Branislav Hazucha, Fair Remuneration in Copyright Law: Collective Bargaining v. Collective Right Management, Branislav Hazucha, the 20th Annual Conference of the EPIP Association “Turning IP Ambitions into Action: Creating Connections, Collaborations, and Communities”, 令和7年9月10-12日(ベルギー・Antwerp大学)
- Branislav Hazucha, Technologický pokrok a spravodlivé odmeňovanie autorov: Možnosť úpravy licenčnej zmluvy (Technological Progress and Fair Remuneration of Authors: A Case of Contract Adjustment), Branislav Hazucha, XVII. Luby Law Days, “Technologický pokrok a súkromné právo (Technological Progress and Private Law)”, 令和7年9月25-26日(スロヴァキア・Trnava 大学 & Slovak Academy of Science’s Institute of State and Law)
- 中川晶比兒「不当な取引制限規制における行政事件と刑事事件の架橋」北海道大学経済法研究会、令和5年7月29日(オンライン)
- 中川晶比兒「ゲーム産業における企業結合と市場閉鎖」独占禁止法判例・審決研究会、令和5年9月10日(北海道大学)
- Kwong Qi Jun, Indemnity in AI Agreements, 7th Annual IP & Innovation Researchers Asia, 令和7年4月6日(早稲田大学)
- Kwong Qi Jun, Platform Governance in Japan: Transparency, Fairness, and Liability, ASEAN Workshop on Regional Recommendations for Digital Platform Regulation, 令和7年9月4日(バンコク)
- Kwong Qi Jun, Regulating Fair Competition for Digital Platforms in Japan, International Approaches to Digital Services and Digital Platform Regulation, 令和7年9月11日(オンライン)
- 寺内伊久郎「大学知財イノベーションエコシステムの目指す方向とは」UNITT (大学技術移転協議会) Annual Conference 2023, 令和5年9月20日(北海道大学)
- 寺内伊久郎「産学連携の実態と課題」日本知的財産協会ライセンス委員会合同委員会、令和5年10月13日(札幌市)
- 寺内伊久郎「大学特許の特徴と活用」日本弁理士会e-ラーニング、令和6年4月1日(オンライン)
- 寺内伊久郎「産学連携イノベーションの実践」道新BIZ産学連携イノベーションフォーラム、令和6年9月26日(札幌市)
- 寺内伊久郎「海外企業とのライセンス契約をいかに増やすか」UNITT Annual Conference 2024、令和6年10月4日(東京都)
- 寺内伊久郎「北海道大学のブランド力向上活動の軌跡」日本知的財産協会商標委員会、令和6年11月15日(北海道大学)
- 寺内伊久郎「大学がIPLをどのように活用するか」IPランドスケープ推進協議会、令和6年11月27日(オンライン)
- 寺内伊久郎「これだけは知っていただきたい産学連携の制度と活用のポイント」北海道国立大学機構、令和7年1月8日(オンライン)
- 寺内伊久郎「北海道大学のグローバル知財戦略」北海道大学知的財産活用セミナー、令和7年5月12日(北海道大学)
- 寺内伊久郎、日本弁理士会協賛セッション「大学・VC・SUの実務者から見た『見える化』と活用」UNITT Annual Conference 2025、令和7年9月18日(東京科学大学)

[授業科目]

- 大学院共通授業科目 (Hokkaidoサマー・インスティテュート) 「知的財産法特殊演習」・李素華(台湾大学)(令和5年度)・Adamová Zuzana (Trnava University) (令和6年度)・Hazucha Branislav (世話教員)・中山一郎(世話教員)・令和5～6年度1学期集中講義・大学院約5人
- 法学研究科専門科目「現代知的財産法Ⅲ(臨時開講科目)」・中山一郎・吉田広志・令和5～7年度1学期集

中講義・(※サマーセミナーとして実施)・大学院約10人

- ・ 法学研究科専門科目「知的財産法総合演習Ⅰ」・中山一郎・吉田広志・令和5～7年度通年・大学院約10人(※知的財産法研究会として実施)
- ・ 大学院共通授業科目「『理系のための』知っておきたい特許制度」・吉田広志・令和5～6年度1学期・大学院約150人

〔セミナー・シンポジウム〕

- ・ 北海道大学サマーセミナー：最新の知的財産訴訟における実務的課題・中山一郎・吉田広志・令和5～7年度・北海道大学(ハイブリッド開催)・約320～450人
- ・ 知的財産法研究会・中山一郎・吉田広志
- ・ Intellectual Property Junior Researchers Workshop・令和5年度及び令和7年度・4大学(北海道大学、東京大学、名古屋大学、早稲田大学)持ち回り開催(北海道大学は令和7年度主催)・中山一郎・Branislav Hazucha・Kwong Qi Jun

〔外部資金の獲得〕

- ・ 科学研究費助成事業・基盤研究(A)
- ・ 科学研究費助成事業・基盤研究(B)
- ・ 科学研究費助成事業・基盤研究(C)
- ・ 情報法政策学研究センター寄附金

〔外部による評価〕

- ・ 知的財産サマーセミナーは、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、法科大学院での高度な知的財産法教育に注力しつつ、弁理士、弁護士等の企業法務関係者の知的財産法分野のリカレント教育をさらに推進するための本学独自の取組と位置づけられ、他の取組と併せて、加算率20%(令和5年度及び令和6年度)又は15%(令和7年度)に貢献した。
- ・ 科学研究費助成事業・基盤研究(A)採択時における審査結果として、「生成AIについて評価が十分には定まらない中、各論的研究にとどまらず、問題の根幹にまでさかのぼって知的財産法の意義・役割を再考しようとする意欲的な研究であると高く評価できる」との所見が示された。

4. 今後の計画

知的財産法研究会の開催、『知的財産法政策学研究』の発行、知的財産サマーセミナーの開催、Intellectual Property Junior Researchers Workshopの持ち回り開催は、今後も継続する。『知的財産法政策学研究』は、紙媒体の発行を真に必要な送付先に限定した上で、インターネット公開は従来どおり行い、発行回数増加を目指す。

また、本拠点については、以下の理由から認定期間終了を待たずに大学院法学研究科内の組織に位置づけることの検討を進めている。

本拠点は、これまでの活動を通じて、知的財産法関連分野において、他大学に類を見ない、我が国有数の研究教育基盤を構築し、伝統的な法解釈学を超えたユニークかつ学際的な研究アプローチを確立してきた。有体物と異なる情報の特質は本来誰でも自由に利用できる点にある。知的財産法の本質は、そのような本来自由になし得る行為を政府が法的に規制する点にある。しかし、知的「財産」を保護するという知的財産法の発想は、客体である情報を「財産」と捉えることにより、政府が法規制により人間の行為を規制する本質を見えにくくする。その結果、「財産」であるから保護されるべきであるとしてロビイング等を通じて保護強化のバイアスが働きやすい。本拠点の研究アプローチは、その点を喝破した上で、そのようなバイアスを矯正するためには、完成した法律の解釈に止まらず、法政策の立案過程にも目を向けて、立法、行政、司法、市場の各セクターの役割分担を考察する必要があるとの問題意識に立つ。その上で、競争法、比較法、経済学等の学際的な研究や実務に関する知見も動員しながら、政府による行為規制であることを自覚した上でその望ましい在り方について漸進的試行錯誤を重ねるのが、本拠点が目指す情報法政策学研究のアプローチである。

以上のような知的財産法に関する我が国有数の研究教育基盤及びユニークかつ学際的な研究アプローチは、我が国の知的財産法をはじめとする情報法政策学の発展に大いに寄与し得るものであり、本拠点がこれまでの成果を継承発展させて、知的財産を中心に情報に関する法学、経済学を融合し、実務的な知見を活用した学際的な情報法政策学研究をさらに強力に推進する意義は大きい。

それに加えて、本拠点の活動は、DX、Society5.0、AIの急速な進歩と普及などの新たな状況の変化に的確に対応するという現在及び今後の社会的ニーズにも的確に対応し得るものである。DX、Society5.0、AIといった「情報」技術がもたらす変化への対応に当たっては、ハード面の技術開発にとどまらず、社会の制度を新たな技術に適合させる必要がある。例えば、DX、Society5.0、AI開発において重要な役割を果たすデータは、それを適切に保護する必要がある反面、プラットフォームによるデータの独占への対応も求められる。また、生成AIの進歩は、AIによる「創作」らしき物の出現を可能にしているが、それを「創作」として扱い、これまで知的財産法が保護してきた人間による創作と同様に保護すべきかといった問題への対応にも、本拠点が培ってきた上記情報法政策学のアプローチが有用であろうと思われる。このように、知的財産を中心とする「情報」を切り口として学際的に政策研究を進めてきた本拠点が、今後爆発的に流通するであろうデータや、AIが利用・生成する情報を適切に取り扱う法政策を構想し、発信していく必要性は従来以上に高まっている。

そのような社会的要請に応えて、従来成果を継承しながら、知的財産を中心に「情報」を切り口とした先端的かつ学際的な情報法政策学研究を一層強力に推進するとともに、大学院教育の充実強化のみならず、社会人へのリカレント教育や学術雑誌の発行等の対外発信などを通じてその成果を社会に広く還元するためには、本拠点を安定的かつ継続的に運営することができるように、組織基盤を強固なものとする必要がある。

5. 拠点構成員

| 氏名 | 所属部局・役職等 | 専門分野 | 備考 |
|------------------|---------------------------------------|---------|-----------------------|
| 中山 一郎 | 法学研究科・法律実務専攻・民事法講座・教授 | 知的財産法 | 代表者 |
| 吉田 広志 | 法学研究科・法学政治学専攻・現代法講座・教授 | 知的財産法 | 兼務教員 |
| 會澤 恒 | 法学研究科・附属高等法政教育研究センターグローバルイノベーション部門・教授 | 比較法 | 兼務教員 |
| Hazuha Branislav | 法学研究科・法学政治学専攻・現代法講座・教授 | 知的財産法 | 兼務教員 R7.4.1九州大学に異動 |
| 中川 晶比兒 | 法学研究科・ 法学政治学専攻・現代法講座 ・教授 | 経済法 | 兼務教員 |
| 大野一由夏 | 経済学研究院・現代経済経営部門・経済政策分野・教授 | 国際貿易論 | 兼務教員 R5.3.31退職 |
| Kwong Qi Jun | 法学研究科・法学政治学専攻・現代法講座・准教授 | 知的財産法 | 兼務教員 |
| 東山 寛 | 農学研究院・基盤研究部門・農業経済学分野・教授 | 地域農業論 | 兼務教員 |
| 清水池 義治 | 農学研究院・基盤研究部門・農業経済学分野・准教授 | 食料農業市場学 | 兼務教員 |
| 寺内 伊久郎 | 副理事、産学・地域協働推進機構・特任教授 | 産学連携 | 兼務教員 |